

さいたま市中央区選挙管理委員会告示第 10 号

令和 8 年 9 月 1 日さいたま市中央区選挙管理委員会委員 霜田 雅弘
が退職したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 182 条第 3 項の
規定により、次の者を選挙管理委員会委員に補欠した。

令和 8 年 9 月 1 日

さいたま市中央区選挙管理委員会
委 員 長 池 田 一 江

住所	氏名
さいたま市中央区下落合 3 丁目 6 番 4 号	近藤 裕司

告示期間の期限 令和8年9月15日まで